

鳥獣保護区及び同特別保護地区について

〈 説 明 資 料 〉

平成24年 1 1 月 1 日 県自然保護課

鳥獣保護区及び同特別保護地区の規制事項等

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)

- 1 鳥獣（鳥類と哺乳類）の捕獲や殺傷、卵の採取や損傷は禁止されています（法第8条）
- 2 捕獲等は次の場合には許可を受けて実施できます
学術研究のため
農林水産業や生活環境、生態系の被害防止のため
(法第9条)
- 3 狩猟期間（11月15日～翌年2月15日）中は狩猟が可能です
ただし、狩猟してよい鳥獣と狩猟してはならない鳥獣があります（法第2条）

鳥獣保護区

(鳥獣の保護を図る必要を認める地域を指定します 法第28条)

- 上記 1 2 が適用されます
- 4 上記 3 の狩猟は通年禁止されます
 - 5 鳥獣の保護繁殖施設の設置を受け入れる義務があります（ただし損失は補償されます 法第32条）

特別保護地区

(鳥獣保護区内で、鳥獣の保護や生息地の保護が特に必要な地域を指定します 法第29条)

- 上記 1 2 4 5 が適用されます
さらに次の行為に許可が必要となります
- 6 建築物や工作物の新築、改築、増築
 - 7 水面の埋立や干拓
 - 8 木竹の伐採 (法第29条)

鳥獣保護区の概要

1 根拠法令 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

最終改正：平成19年12月21日法律第134号

（目的）

第1条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正かを図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発達に資することを目的とする。

（鳥獣保護区）

第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 1 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見知からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 2 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見知からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

（特別保護地区）

第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれの鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 鳥獣保護区の概要

（1）鳥獣保護区（第28条）

- ・目的： 鳥獣の保護を図るため特に必要であると認める地域を指定する。
- ・存続期間： 20年以内
- ・規制内容： 狩猟が禁止（狩猟鳥獣・非狩猟鳥獣のいずれも捕獲等及び鳥類の卵の採取等が禁止）される。また、営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受認義務がある。
（但し、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止のための捕獲は環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて可能である。）

（2）特別保護地区（法第29条）

- ・目的： 鳥獣保護区内において鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める地域を指定する。
- ・存続期間： 20年以内（当該特別保護地区の属する鳥獣保護区の存続期間の範囲以内）
- ・規制内容： 水面の埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等については、環境大臣又は県知事の許可が必要となる（詳細は次ページ）。

3 鳥獣保護区の規制内容

(1) 鳥獣保護区

- ・ 狩猟が禁止（狩猟鳥獣を含むすべての鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取が禁止）される。但し、学術研究目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的による捕獲は環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて可能である（法第9条）。
 - ・ 営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受認義務がある（法第28条11項）。
- <法第9条>

要許可行為	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取
-------	---------------------

(2) 特別保護地区

<法第29条7項>

要許可行為	(1) 水面の埋立、干拓 (2) 立木竹の伐採 (3) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築
-------	---

<施行細則第22条>

許可不要行為	<p>(一) 総面積1ha以下の埋立、干拓</p> <p>(二) 単木択伐、本数比20%以下の間伐、下刈り・除伐</p> <p>(三) 次に掲げる工作物の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 住宅及びこれに附属する工作物 ロ ベンチ、くずかご、水槽、墓碑等 ハ 炭焼小屋、作業小屋、墓舎等 ニ 自家用水道の送水施設、自家用送電施設等 ホ 30㎡以内の休憩所及び停留場 ヘ 高さ5m以内の展望台 ト 延長500m以内の歩道 チ 高さ3m、長さ5m以内の公園遊戯施設 リ 15㎡以内の公衆便所 ヌ 高さ5m、面積15㎡の仮工作物 ル 災害復旧及び人命救助のための緊急を要する応急工作物 ヲ 延長500m以内の道路（軌道を含む）の改修のための工作物 ワ 自然立木を利用する仮設軽索道 カ 既設工作物に附属する面積15㎡以内、高さ5m以内の工作物 <p>(四) 令第一条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 許可を受けて実施する埋立、干拓木竹の伐採、工作物を施行するために必要な行為 ロ 道路、鉄道、軌道又は牽道の交通安全のための行為 ハ 河川法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、海岸法による河川等の管理行為 ニ 測量法又は水路業務法による測量行為 ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為 ヘ 海上保安庁が海上安全の確保に必要な行為 ト 電気通信事業法、放送法による施設等の管理に関する行為 チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学の用地内における試験研究、教育、学術研究として行う行為 リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学や法人が試験研究、学術研究として行う行為（あらかじめ環境大臣に通知したものに限り） ヌ 森林法の保安林の管理行為 ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助これに類する行為を行うために必要な行為 ヲ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為に必要な行為 ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
--------	--

4 鳥獣保護区の区分

①森林鳥獣生息地

森林に生息する鳥獣を保護するため、良好な鳥獣生息環境となっている地域

②大規模生息地

行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型鳥獣を始め多様な鳥獣相を保護するため、それらの鳥獣が生息する大規模な地域

③集団渡来地

集団で渡来する水鳥類等の鳥獣の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等必要な地域

④集団繁殖地

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類、及び海棲哺乳類の保護・繁殖を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、洞窟等集団繁殖に必要な地域

⑤希少鳥獣生息地

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地で、これらの鳥獣の保護上必要な地域

⑥生息地回廊

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や湖畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域や鳥獣の移動経路になる見込みのある地域

⑦身近な鳥獣生息地

豊かな生活環境の形成や自然とのふれあいの場、又は鳥獣の観察や保護活動等環境教育の場を確保するための市街地及びその近郊において鳥獣が生息している良好な地域

5 沖縄県における鳥獣保護区の指定状況（平成23年11月1日現在）

(1) 指定か所数及び面積（単位：ha）

区 分	国 指 定		県 指 定		合 計	
	か所数	面 積	か所数	面 積	か所数	面 積
鳥 獣 保 護 区	11	23,462	16	8,790	27	32,252
特 別 保 護 地 区	9	12,454	10	502	19	12,956

(2) 鳥獣保護区の指定内訳

設 定 区 分	国指定	県指定	対 象 地 域
森 林 鳥 獣 生 息 地	—	7	・ 県指定：仲里、大保、名護岳、恩納、山田、比謝川、具志川
大 規 模 生 息 地	—	—	該当なし
集 団 渡 来 地	3	2	・ 国指定：屋我地、漫湖、与那覇湾 ・ 県指定：伊良部、栗国島
集 団 繁 殖 地	2	1	・ 国指定：仲の神島、池間 ・ 県指定：チービシ
希 少 鳥 獣 生 息 地	6	4	・ 国指定：西表、与那国、名蔵アンパル、大東諸島、やんばる(安田)、やんばる(安波) ・ 県指定：西銘岳、佐手、与那覇岳、屋嘉比島
生 息 地 回 廊	—	—	該当なし
身 近 な 鳥 獣 生 息 地	—	2	・ 県指定：末吉、狩俣・島尻

第9号様式（第21条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

申請者の氏名 (記名押印又は署名)

{ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名) }

特別保護地区における { 建築物その他の工作物の新(改・増)築
水面の埋立(干拓)
木竹の伐採 } 許可申請書

県規定 特別保護地区の区域内において { 建築物その他の工作物の新(改・増)築
水面の埋立(干拓)
木竹の伐採 }

の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

行為をしようとする特別保護地区又は同指定区域の名称	
行為の名称	
行為の目的	
行為の場所及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手及び完了の予定日	着手完了 年 月 日から 年 月 日まで